

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		債権者報酬等支払管理ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部総務室人事課				
個人情報ファイルの利用目的		所得税法等に基づき、市が支払った報酬等の法定調書等を作成するため				
個人情報の本人数		1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含まない	特定個人情報の有無	あり
記 録 項 目		1氏名、2住所、3個人番号、4生年月日				
記 録 範 囲		市が報酬等を支払った職員以外の個人				
記録情報の収集方法		本人からの届出書類の提出、各所管課からの提供				
記録情報の経常的提供先		なし	[提供先の名称等]			
			—			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所 在 地]	なし			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考		—				

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日	令和5年4月1日						
		行 政 機 関 等 の 名 称	芦屋市						
		実 施 機 関 の 名 称	市長						
個人情報ファイルの名称	軽自動車税課税情報ファイル								
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部総務課								
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課に利用するため								
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	あり				
記 録 項 目	1 所有者氏名、2 所有者住所、3 所有者生年月日、4 所有者電話番号、5 所有者宛名番号、6 使用者氏名、7 使用者住所、8 使用者生年月日、9 使用者電話番号、10 届出者氏名、11 届出者住所、12 届出者生年月日、13 届出者電話番号、14 取得日、15 廃車日、16 異動日、17 異動事由、18 届出日、19 課税区分、20 適用税率、21 受付番号、22 標識番号、23 所有形態、24 主たる定置場、25 車名、26 型式及び年式、27 原動機の型式、28 車台番号、29 型式認定番号、30 総排気量、31 初年度検査年月日、32 燃料種類、33 税率特例、34 用途、35 営・自区分、36 車体の形状、37 標識返納の有無、38 理由、39 盗難届出年月日、40 被害年月日、41 届出警察署、42 受理番号、43 課税年度、44 通知書番号、45 車種、46 賦課税額、47 経年、48 減免税額、49 年税額、50 収納状況、51 課税台数、52 非課税台数、53 震災非課税台数、54 賦課税額計、55 減免税額計、56 年税額計、57 更正日、58 更正事由、59 車両登録キー								
記 録 範 囲	軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車）の納税義務者								
記録情報の収集方法	本人から提出される軽自動車税申告書、軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書、軽自動車税廃車申告書兼標識交付返納書、軽自動車税減免申請書、地方公共団体情報提供システム（J-LIS）または地方税共同機構（LTA）から提供される情報により収集								
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]							
		—							
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務課							
	[所 在 地]	なし							
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし								
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）								

個人情報ファイル簿 作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条
備考	－

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日				
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市				
	実 施 機 関 の 名 称		市長				
個人情報ファイルの名称	市県民税課税情報ファイル						
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部総務課税務課						
個人情報ファイルの利用目的	市県民税の賦課に利用するため						
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	あり		
記 録 項 目	1 氏名、2住所、3生年月日、4性別、5宛名異動情報、6課税年度、7徴収区分、8賦課資料区分、9異動年月日、10通知書番号、11所得情報、12控除情報、13税額、14納期限、15税額、16課税標準額、17税額控除、18世帯情報、19扶養情報、20個人番号						
記 録 範 囲	市県民税課税対象者						
記録情報の収集方法	納税義務者からの市県民税申告書、税務署からの確定申告書、給与の支払いをするものからの給与支払報告書、公的年金等を支払う者からの公的年金等支払報告書、自治体からの寄附金税額控除に係る申告特例通知書						
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]					
		—					
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務課税務課					
	[所 在 地]	なし					
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし						
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）						
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条						
備 考	—						

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税情報ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部税務課				
個人情報ファイルの利用目的		固定資産税・都市計画税の賦課に利用するため				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報 の有無	含まない	特定個人情報 の有無	あり	
記 録 項 目	1氏名、2住所、3生年月日、4宛名異動情報、5課税年度、6通知書番号、7物件番号、8所在地番、9都市計画区分、10市街化区分、11課税区分、12地目、13地積、14評価情報、15画地情報、16路線情報、17下落修正率、18住宅用地割合、19負担水準、20家屋番号、21構造、22種類・用途、23屋根、24階層、25建築年、26床面積、27再建築費評点数、28補正率、29単価、30評価額、31課税標準額、32軽減情報、33減免情報、34税額、35納期限、36共有持分、37住戸数・世帯数、38登記目的・原因、39敷地権情報、40沿革情報					
記 録 範 囲	土地、家屋の所有者					
記録情報の収集方法	納税義務者からの申告書、法務局からの登記済通知書、現地調査					
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]				
		西宮県税事務所、神戸地方法務局東神戸出張所				
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務課				
	[所 在 地]	あり				
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし					
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）					
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条					
備 考	—					

様式第1号

個人情報ファイル簿		作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
		行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
		実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称		固定資産税（償却資産）課税情報ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部総務課				
個人情報ファイルの利用目的		固定資産税の賦課に利用するため				
個人情報の本人数		1,000人以上	要配慮個人情報 の有無	含まない	特定個人情報 の有無	あり
記 録 項 目		1住所、2電話番号、3送付先、4氏名、5屋号、6個人番号又は法人番号、7事業種目、8事業開始年月、9申告応答者の係及び氏名、10税理士等の氏名、11短縮耐用年数の承認、12増加償却の届出、13非課税該当資産、14課税標準の特例、15特別償却又は圧縮記帳、16税務会計上の償却方法、17青色申告、18資産の所在地、19事業所用家屋の所有区分、20借用資産、21異動状況、22資産の種類、23資産の名称、24数量、25取得年月、26取得価額、27耐用年数、28増加事由、29減少事由、30減価残存率、31申告書の種類、32評価額、33決定価格、34課税標準額、35宛名異動情報、36課税年度、37通知書番号、38特例情報、39減免情報				
記 録 範 囲		償却資産の所有者				
記 録 情 報 の 収 集 方 法		事業者からの申告書、税務署調査				
記録情報の経常的提供先		なし	[提供先の名称等] —			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名 称]	芦屋市総務部総務課			
		[所 在 地]	なし			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		個人情報の保護に関する法律第75条				

備	考	—
---	---	---

様式第1号

個人情報ファイル簿		作成年月日		令和5年4月1日		
		行政機関等の名称		芦屋市		
		実施機関の名称		市長		
個人情報ファイルの名称		滞納管理情報ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部総務室債権管理課				
個人情報ファイルの利用目的		市税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納整理に利用するため				
個人情報の本人数		1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記録項目		1氏名、2住所、3性別、4電話番号、5生年月日、6税目及び保険料等、7課税年度、8通知書番号、9賦課状況、10納税・保険料等納付状況、11折衝履歴、12分割納付状況、13滞納状況、14滞納処分状況、15財産状況				
記録範囲		市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、移管滞納者及び滞納処分関係者				
記録情報の収集方法		本人の申告・情報提供、課税課等からの提供、地方税法、国税徴収法、滞納処分と強制執行等との調整に関する法律等に基づく調査				
記録情報の経常的提供先		なし	[提供先の名称等]			
			—			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
		[所在地]	〒659-8501 芦屋市精道町7番6号			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		なし				
個人情報ファイルの別		電子計算機処理ファイルに該当（法第60条第2項第1号）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠		個人情報の保護に関する法律第75条				
備考		—				